

未来の京都創造研究会設置要綱

制定 平成20年10月9日

(趣旨)

第1条 次期の京都市基本計画（以下「次期基本計画」という。）の策定を検討する際に必要な素材（策定の方針や政策課題，解決策の方向性，重点施策等の案）を作成するため，未来の京都創造研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(組織)

第2条 研究会は，委員20名程度をもって組織する。

2 委員は，市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員は，研究会による作業が終了したときに，解嘱され，又は解任されるものとする。

(座長及び副座長)

第4条 研究会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は，委員のうちから市長が指名する。

3 座長は，研究会を代表し，会務を総理する。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故があるときは，その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 研究会は，座長が招集する。

2 座長は，会議の議長となる。

3 研究会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 研究会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 座長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対し，研究会への出席を求めることができる。

(部会)

第6条 座長は，専門の事項を調査し，及び検討させるため必要があると認めるときは，部会を置くことができる。

2 部会の構成員は，次に掲げる者とする。

(1) 座長が指名する委員

(2) 委員の推薦する者のうちから座長が指名する者

3 前項第2号に掲げる者は，市長が委嘱し，又は任命する。

4 部会には，部会長を置く。

5 部会長は，部会の構成員のうちから，座長が指名する。

6 部会長は，必要があると認めるときは，部会の構成員以外の者に対し，部会への出席を求めることができる。

7 部会の運営に関して必要な事項は，別に定める。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（平成20年10月9日）から実施する。